

社会福祉法人 岐阜市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

令和5年3月1日策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また残業の削減や年休取得の促進などを推進することで、働きがいのある職場環境が整備されることにより、職員各々がより能力を発揮できるようにするため、この行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

目 標 1

育児休業・介護休業を取得しやすく、また職場復帰しやすい環境を整備する。本会においては、特に育児休業において制度を上回る期間が規定されているため、職員に規程の周知をし、その活用の促進を図る。

【対策案】 わかりやすい書面により職員への周知を図っていく。

【対策】

令和5年4月～ 書面による職員への周知の実施

目 標 2

所定外労働の削減と、年次有給休暇の取得の推進を図る。

【対策案】 衛生委員会において削減策(ノー残業デイなど)と取得推進策(連続休暇取得の割り振りなど)を検討、実施し推進を図る。

【対策】

令和5年4月～ 衛生委員会や管理職を通じて所定外労働の削減・年次有給休暇の取得促進のための呼びかけや啓発を行う。